

## 表彰審査委員会規則

### 第1条（目的）

一般社団法人研究・イノベーション学会表彰規則第3条第3項の規定に基づき、本規則を定める。

### 第2条（審査委員会）

表彰規則において定められた表彰審査委員会として、論文賞・学会賞審査委員会及び功労賞審査委員会を設置する。

2 それぞれの委員会において委員の人数（委員長を除く）は、6名程度とし、論文賞・学会賞審査委員会については、産、官、学のバランスを考慮することとする。

### 第3条（委員長の任期）

論文賞・学会賞審査委員会及び功労賞審査委員会の委員長の任期は、2年間とする。

2 委員長は、再任を妨げない。

### 第4条（委員の任期）

論文賞・学会賞審査委員会及び功労賞審査委員会の委員の任期は、2年間とする。

2 個々の委員は、同一の委員会に3年間連続して所属することがないようにする。

### 第5条（利害関係者の排除）

学会賞及び論文賞の選考において、推薦を受けた個人又は団体と利害関係がある委員は、当該推薦案件の審査に関与しないものとする。

2 委員が以下の各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する利害関係がある委員であると認定する。

- 一 委員自身が学会賞又は論文賞の授賞対象として推薦を受けた場合
- 二 推薦を受けた個人と親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係にある場合
- 三 推薦を受けた個人又は団体と事業遂行における緊密な関係がある場合（例えば、審査対象の団体と現に直接的な雇用関係がある場合、審査対象の論文に関する共同研究者又は研究協力者である場合等）
- 四 推薦を受けた個人と密接な師弟関係がある場合
- 五 推薦を受けた個人又は団体の受賞の可否が委員の直接的な利益につながると見なされる虞のある対立的な関係又は競争関係がある場合

### 第6条（表彰式）

表彰式は、本学会の年次学術大会又は社員総会において行う。

（規則の見直し）

### 第7条

本規則の見直しが必要な場合は、理事会において審議する。

付則 本規則は2024年2月16日から施行する。

研究・イノベーション学会において審査委員長及び審査委員であった者の在任期間

は、本規則に基づく在任期間とみなすものとする。